

## 第5章 ライフステージ別に見た障害者サービス

障害者（児）の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障害内容とライフステージ（生涯の各時期）に応じ、必要とする保健・医療・福祉サービスとともに、教育・就労・生活環境等の各サービスが、地域において適切かつ切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みづくりをしていく必要があります。

### 1．乳幼児期

子どもが生まれた後は、乳幼児健診において身体の発育や精神の発達面で障害等を早期に発見できるようにします。障害等の疑いを発見した場合は、必要に応じて君津健康福祉センターや専門機関等と連携し、本人に対する専門的な療育を提供するほか、障害児の育児に関しての不安や困難を抱える家庭への育児支援を、さまざまな地域の資源を活用して支援します。就労家庭を支援するため、障害児保育にも取り組んでいきます。

### 2．学齢期

市内の小中学校や特別支援学校において、障害児本人の状態に応じた教育及び療育が受けられるようにします。学校と就学前に築いてきた地域や家庭との連携を大切にし、障害児本人をさまざまな面から支援します。

卒業時期には、本人の希望及び能力を生かせるよう、上級学校への進学を希望する生徒に対して、適切な進路指導を行います。また、進学を希望しない生徒に対しては、地域で生活できるよう、職業相談や職業訓練のほか、生活訓練を行います。

### 3．青年壮年期

生活習慣病が原因となる疾病に起因する中途障害とならないよう、基本健康診査やがん検診の受診勧奨、産業保健との連携を図りつつ、疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。

障害を有する人に対しては、個人の意思を尊重し自己選択と自己決定により、障害者自立支援法に基づく各種サービスのほか、さまざまな社会資源を活用しながら、自立した日常生活を送ることができるよう地域で支援します。

#### 4 . 高齢期

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害のある高齢者に対して、介護保険法に基づく各種サービスのほか、障害者自立支援法やそのほかさまざまな社会資源を活用しながら、自立した日常生活を送ることができるよう地域で支援します。

#### 5 . ライフステージ別の障害者サービスの体系図

障害者サービスを、乳幼児期、学齢期、青年壮年期、高齢期に分けたライフステージ別の支援策、また、バリアフリー化、防災防犯、サービスの適切な利用推進といった生涯を通じて必要となる支援策として体系的に図に表すと、次ページのようになります。

図表 5-1 ライフステージ別の障害者サービスの体系図

